

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

		改正案	現行		
装	一	<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇四十四（略）</p> <p>四十五 削除</p> <p>四十六〇六十六（略）</p> <p>六十七 設備規則第五十八条の二の五においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>ア 申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>イ 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。</p>	<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇四十四（同上）</p> <p>四十五 設備規則第五十八条の二の九の二においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</p> <p>四十六〇六十六（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（同上）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>ア 申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>イ 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。</p>		
				条二第	条二第
				条二第	条二第
				条二第	条二第
				条二第	条二第
		特定無線設備の種別	特定無線設備の種別		

		置
帯幅 占有周波数	周波数	目 二 試験項
号発生器 器又は疑似信 号発生器 バンドメータ 又はスペクト ル分析器	析器 スペクトル分 周数数計又は	三 測定器等
(略)	(略)	(略)
○	○	備 設 線 無 の 号 五 十 第 項 一 第
○	○	備 設 線 無 の 二 の 号 五 十 第 項 一 第
○	○	備 設 線 無 の 三 の 号 五 十 第 項 一 第
(略)	(略)	(略)
○	○	備 設 線 無 の 号 四 十 四 第 項 一 第
(略)	(略)	(略)
○	○	備 設 線 無 の 号 六 十 六 第 項 一 第
○	○	備 設 線 無 の 号 七 十 六 第 項 一 第

		置
帯幅 占有周波数	周波数	目 二 試験項
号発生器 器又は疑似信 号発生器 バンドメータ 又はスペクト ル分析器	析器 スペクトル分 周数数計又は	三 測定器等
(同上)	(同上)	(同上)
○	○	備 設 線 無 の 号 五 十 第 項 一 第
○	○	備 設 線 無 の 二 の 号 五 十 第 項 一 第
○	○	備 設 線 無 の 三 の 号 五 十 第 項 一 第
(同上)	(同上)	(同上)
○	○	備 設 線 無 の 号 四 十 四 第 項 一 第
○	○	備 設 線 無 の 号 五 十 四 第 項 一 第
(同上)	(同上)	(同上)
○	○	備 設 線 無 の 号 六 十 六 第 項 一 第

装		信					送			
雑音	総合歪及び 特性	総合周波数	搬送波電力	プレエンフ アシス特性	調度 偏位又は変 度	周波数偏移 又は周波数 偏位又は変 調度	比吸収率	空中線電力 度	要発射の強 度	スプリアス 発射又は不 要発射の強 度
歪率雑音計	直線検波器	低周波発振器	低周波発振器	直線検波器	直線検波器又 は変調度計	低周波発振器 直線検波器又 は変調度計	装置 比吸収率測定	電力計、電界強 度測定器又は スペクトル分 析器	クトル分析器	低周波発振器 スプリアス電 力計又はスペ クトル分析器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
								○		○
								○		○
								○		○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
								○		○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
								○		○
								○		○

装		信					送			
雑音	総合歪及び 特性	総合周波数	搬送波電力	プレエンフ アシス特性	調度 偏位又は変 度	周波数偏移 又は周波数 偏位又は変 調度	比吸収率	空中線電力 度	要発射の強 度	スプリアス 発射又は不 要発射の強 度
歪率雑音計	直線検波器	低周波発振器	低周波発振器	直線検波器	直線検波器又 は変調度計	低周波発振器 直線検波器又 は変調度計	装置 比吸収率測定	電力計、電界強 度測定器又は スペクトル分 析器	クトル分析器	低周波発振器 スプリアス電 力計又はスペ クトル分析器
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
								○		○
								○		○
								○		○
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
								○		○
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	○		○
								○		○

受			置			
通過帯域幅	感度	副次的に発 する電波等 の限度	送信速度	搬送波を送 信していな いときの電 力	外漏えい電 力	送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間
器 標準信号発生 レベル計	器 レベル計又は 歪率雑音計	器又はスペク トル分析器	低周波発振器 オシロスコー プ	電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器	電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器	低周波発振器 電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		○			○	
		○			○	
		○			○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		○	○		○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		○			○	

受			置			
通過帯域幅	感度	副次的に発 する電波等 の限度	送信速度	搬送波を送 信していな いときの電 力	外漏えい電 力	送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間
器 標準信号発生 レベル計	器 レベル計又は 歪率雑音計	器又はスペク トル分析器	低周波発振器 オシロスコー プ	電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器	電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器	低周波発振器 電力測定用受 信機又はスペ クトル分析器
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
		○				
		○				
		○				
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
		○	○		○	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

動 の周波数変 局部発振器	装				信			減衰量
	性 相互変調特	果 感度抑圧効	隣接チャネ ル選択度	スプリア ス・レスポ ンス	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	
周波数計	歪率雑音計 レベル計又は	器 標準信号発生 レベル計	器 標準信号発生 レベル計又は オシロスコー	器 標準信号発生 レベル計又は オシロスコー	器 標準信号発生 レベル計又は 歪率雑音計	器 標準信号発生 レベル計	器 標準信号発生 レベル計	器 標準信号発生 レベル計
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

動 の周波数変 局部発振器	装				信			減衰量
	性 相互変調特	果 感度抑圧効	隣接チャネ ル選択度	スプリア ス・レスポ ンス	器 標準信号発生	器 標準信号発生	器 標準信号発生	
周波数計	歪率雑音計 レベル計又は	器 標準信号発生 レベル計	器 標準信号発生 レベル計又は オシロスコー	器 標準信号発生 レベル計又は オシロスコー	器 標準信号発生 レベル計又は 歪率雑音計	器 標準信号発生 レベル計	器 標準信号発生 レベル計	器 標準信号発生 レベル計
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

置	ダイエンプ アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合音及び雑音	標準信号発生器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～22 (略)

イ・ウ (略)

11・11 (略)

別表第二号～別表第六号 (略)

様式第1号～様式第6号 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (略)

注 1～3 (略)

注 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(略)	
第2条第1項第44号に掲げる無線設備	FW
(略)	
第2条第1項第66号に掲げる無線設備	ES
第2条第1項第67号に掲げる無線設備	LS

注 5 (略)

置	ダイエンプ アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(同1)	(同1)	(同1)	(同1)	(同1)	(同1)
総合音及び雑音	標準信号発生器	(同1)	(同1)	(同1)	(同1)	(同1)	(同1)	(同1)

注 1～22 (同1)

イ・ウ (同1)

11・11 (同1)

別表第二号～別表第六号 (同左)

様式第1号～様式第6号 (同左)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (同左)

注 1～3 (同左)

注 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(同左)	
第2条第1項第44号に掲げる無線設備	FW
第2条第1項第45号に掲げる無線設備	GW
(同左)	
第2条第1項第66号に掲げる無線設備	ES

注 5 (同左)